

北海道学校給食献立システム事業実施要項

(平成24年4月1日理事長決定)

1 本事業の目的

北海道学校給食献立システム事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人北海道学校給食会（以下「当会」という。）が学校・共同調理場等（以下「学校等」という。）に「北海道学校給食献立システム」（以下「本ソフトウェア」という。）を貸し出すことにより、学校等の献立作成業務が円滑に進むよう支援することを目的とする。

2 ソフトウェア等の貸与

当会は本事業の推進を目的として、事業予算の範囲内で学校等に対し、別紙のとおり本ソフトウェア及び添付資料を無償で貸与することとする。

3 契約の締結

本事業に関して、当会と学校等を管轄する市町村教育委員会等とソフトウェア無償貸与に係る契約を別紙により締結することとする。

4 契約の期間

契約期間は原則として1年間とし、4月1日から3月31日までとする。

ただし、契約期間満了の30日前までに、当会から特段の申し出がない場合は、同一条件をもって更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

5 学校等に対する業務

当会は、本事業に係る次の業務を行うものとする。

- (1) 学校等への本ソフトウェアの貸与に関する業務及びこれらに附帯する業務
- (2) 本ソフトウェア及び食品情報の更新情報を提供する業務

6 本ソフトウェアの管理

学校等は貸与された本ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって情報漏洩や盗難等を防止しなければならない。

また、学校等は当会の許可なく次の行為をしてはならない。

- (1) 本ソフトウェアを学校給食業務以外の目的で使用すること。
- (2) 本ソフトウェアを譲渡、転貸又は改造すること。
- (3) 本ソフトウェアを複数のパソコンに不正にコピー又はインストールし使用すること。
- (4) 本事業のシステムログインに要するID、パスワードを外部に漏らすこと。

7 損害賠償等

学校等は第6項の規定に違反して当会に損害を与えた場合、当会の求めにより損害を賠償しなければならない。

ただし、学校等の責めに帰すべき理由がないと認める場合はこの限りではない。

8 契約の解除

学校等が第6項の規定に違反した場合又は本契約を履行する見込がない場合は契約を解除することができるものとする。

9 本ソフトウェアの返還

当会の都合により、本ソフトウェアの返還を求めた場合、学校等は本ソフトウェアを返還するものとする。

10 経費の負担

(1) 当会は、本ソフトウェアの利用に要する次の経費を負担する。

- ① 学校等が本ソフトウェアの利用に要するライセンス費用
- ② 学校等が本ソフトウェアの運用に要するソフトウェア保守費用

(2) 学校等は本ソフトウェアの運用に必要な経費を負担する。

- ① インターネット接続に要する費用
- ② 用紙等の各種消耗品やその他必要な費用

1.1 学校等の情報提供

学校等が本ソフトウェアを利用して作成された食品情報や献立情報を、当会が求めたときは、これを提供するものとする。

1.2 研修会の開催

当会は、必要に応じ学校等の担当職員を対象に、本ソフトウェアの利用に必要な基本的な知識や技術習得を目的とした研修会を開催するものとする。

1.3 その他

この要項に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。